総合事業の利用の流れ

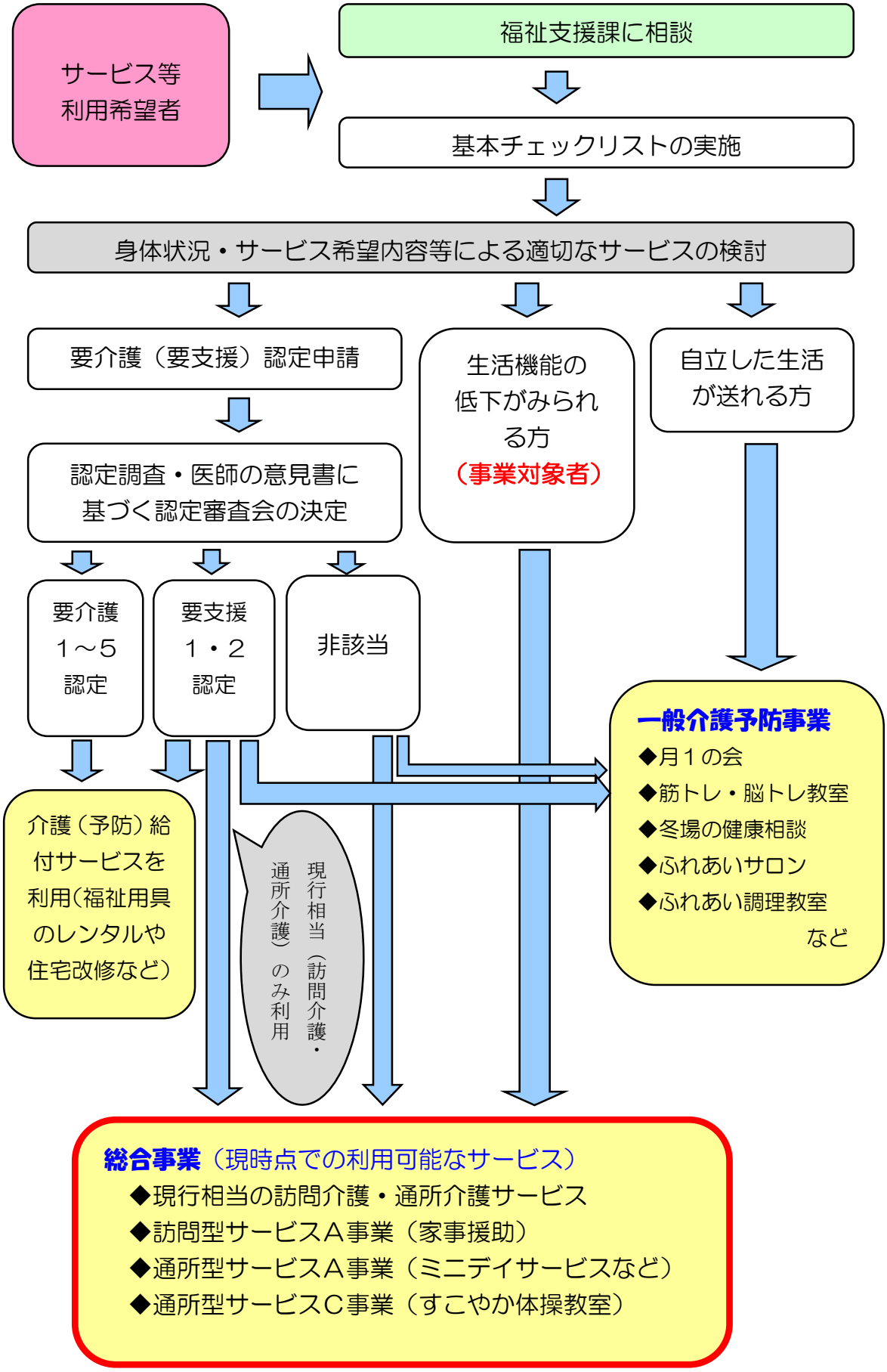
サービス等
利用希望者
福祉支援課に相談
基本チェックリストの実施
身体状況・サービス希望内容等による適切なサービスの検討
要介護（要支援）認定申請
認定調査・医師の意見書に
基づく認定審査会の決定
要介護
1～5
認定
要支援
1・2
認定
非該当
生活機能の
低下がみられ
る方
（事業対象者）
自立した生活
が送れる方
一般介護予防事業
◆月１の会
◆筋トレ・脳トレ教室
◆冬場の健康相談
◆ふれあいサロン
◆ふれあい調理教室
など
介護（予防）給
付サービスを
利用(福祉用具
のレンタルや
住宅改修など)
現行相当（訪問介護・
通所介護）のみ利用
総合事業（現時点での利用可能なサービス）
◆現行相当の訪問介護・通所介護サービス
◆訪問型サービスＡ事業（家事援助）
◆通所型サービスＡ事業（ミニデイサービスなど）
◆通所型サービスＣ事業（すこやか体操教室）